

千葉県科学都市戦略専門委員設置要綱

(目的)

第1条 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、千葉県科学都市戦略（以下「戦略」という。）を推進するため、千葉県科学都市戦略専門委員（以下「専門委員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 専門委員は、次の職務を行う。

- (1) 科学都市ちばの実現に向けた事業展開に関する助言
- (2) 千葉市民に向けた科学・技術関連の情報提供
- (3) その他教育委員会が必要と認めた事項

(選任)

第3条 専門委員は、戦略の趣旨を理解し、適切な助言・提言を行うことができる者の中から教育委員会が選任する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は、2年間とする。また任期終了後の再任を妨げないものとする。

(解職)

第5条 教育委員会は、専門委員が次の各号のいずれかに該当したときは、解職するものとする。

- (1) 本人が辞退したとき。
- (2) 専門委員として適格でないと認めたとき。

(報酬及び費用弁償)

第6条 専門委員は無報酬とする。ただし、交通費等の実費については千葉県証人等に対する実費弁償に関する条例（平成2年千葉県条例第32号）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員の設置に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に、この要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）第

3条に規定する専門委員である者は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）にこの要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）第3条の規定により専門委員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新要綱第4条の規定にかかわらず、施行日における旧要綱第3条の規定により選任された専門委員としての任期の残任期間と同一とする。